

議案第18号

損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する利子補給金の支払の遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平井伸治

1 損害賠償の相手方

甲 鳥取市 企業

乙 鳥取市 企業

丙 米子市 企業

2 損害賠償の要旨

県は、損害賠償金22,182円を甲に、5,735円を乙に、23,078円を丙にそれぞれ支払うものとすること。

3 事件の概要

県が甲、乙及び丙のそれぞれと締結した農業近代化資金等の利子補給契約の履行に当

たり、県が約定の支払期限内に支払を完了せず、支払期限経過後に支払を完了したことにより生じた損害について、当該利子補給契約書の規定に基づき遅延損害金を支払うものである。